

新 旧 対 照 表

新	旧
旅費制度Q&A(R3. 1) 略 (8) 宿泊料及び宿泊諸費 問 30～問 35 略 問 36 自己手配が可能な公務旅行において、手配時に国などが観光キャンペーンを行っており、宿泊料金の補助を受けられる場合、旅費として支給されるのは割引後の金額となるのか。また、割引ではなく、クーポン券やギフト券などの形で補助される場合はどうか。 (答) 基本的には、公務旅行において観光キャンペーンの適用を受けること自体が適切ではありませんので、適用を受けないようにしてください。誤って適用を受けてしまった場合、旅費として支給されるのは、職員が実質的に負担した金額となりますので、割引の場合には割引後の金額となり、金券等が支給された場合には当該金券等の金額分を差し引いた金額となります。 問 37～問 40 略 (9) ～ (11) 問 41～問 53 略 (12) 移転料の対象外経費 問 54 異動に伴う移転における移転料の対象外経費は、どのような確認を行うのか。 (答) 旅費事務センターにおいて、条例第 21 条第 4 項の移転料の特例が適用される場合は移転料請求金額確認書により、適用されない場合は職員の申し出により、確認を行います。 移転料の対象外経費については、令和 3 年 1 月 21 日付け 2 高教福第 1401 号教育長通知「職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移	旅費制度Q&A(R2. 12) 略 (8) 宿泊料及び宿泊諸費 問 30～問 35 略 問 36～問 39 略 (9) ～ (11) 問 40～問 52 略

転料の上限額の引上げについて」を参照してください。

問 55 異動に伴う移転において、移転料に対象外経費が含まれている場合、その金額はどのように算定するのか。対象外経費分が基本料金に含まれており、個々の内訳額が存在しない場合はどのように算定するのか。

(答) 職員が引越業者等に確認して算定します。対象外経費分の内訳額が存在せず、基本料金等に含まれる場合には、対象外経費分の除算は必要ありません。仮に対象外経費分の荷物があることによって基本料金等が増えていたとしても、基本料金等として一括計上されている場合であれば、対象外経費分の除算は必要ありません。

問 56 異動に伴う移転において、荷造用段ボールを事前に引越業者等から購入した費用や、荷解後に不要となった段ボールを引越業者等に回収してもらった費用は、対象外経費となるのか。

(答) 対象外経費となる「荷造、荷解に係る追加費用」とは、基本料金等とは別に、荷造や開梱に係る作業員料及びこれらの追加作業員に係る補助車両費が追加で計上された費用を指します。荷造用段ボールを引越業者等から購入する費用（諸資材料）やその回収費用（資材回収費）は対象外経費として除算する必要はありません。

問 57 異動に伴う移転において、引越業者が搬出先住宅と搬入先住宅の下見を行った場合の料金は、対象外経費となるのか。

(答) 対象外経費となる「民間賃貸物件の下見にかかる費用」とは、引越業者に支払う経費に含まれるものではなく、職員が民間賃貸物件の下見を行った際にかかる費用を指します。このため、引越業者に支払う費用に下見料が含まれていても除算の必要はありません。

問 58 異動に伴う移転において、ピアノやペットは自己負担で運搬することになるのか。

(答) ピアノやペットの運搬費用の内訳額が存在せず、基本料金等に含

まれる場合には、除算の必要はありません。それらの追加費用がある場合には、対象外経費として除算することになります。

問 59 県外へ異動となった場合などは、自家用車やオートバイの運搬費用は支給されるのか。

(答) 支給対象とはなりません。ただし、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるもの（災害派遣等で公共交通が機能していない地域への引越等）は、支給対象となりますので、教職員・福利課に協議してください（東京・高知間での通常異動等は、該当しません。）。なお、職員自らが新居住地まで運転して運搬する場合は、職員移転料が支給されます。

(13) 移転料の特例

問 60 異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項）の適用を受けるためには、必ずメタサーチサイトで検索を行って、最も安価な引越業者を利用する必要があるのか。

(答) 移転料の上限額引上げの適用を受けるためには、3 社以上の引越業者から見積りを取り、最も安価な引越業者を利用する必要がありますが、必ずメタサーチサイトを利用しなければならないわけではありません。3 社以上の引越業者から見積りがとれない場合は、必ずメタサーチサイトでの検索又はそれに相当する手段で幅広く引越業者を探し、その結果見積りのあった中で最も安価な引越業者を利用する必要があります(最初からメタサーチサイトで検索を行って、その結果見積りのあった中で最も安価な引越業者を利用する方法でも差し支えありません。)

移転料の特例については、令和 3 年 1 月 21 日付け 2 高教福第 1401 号教育長通知「職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて」を参照してください。

問 61 異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項） <u>の適用を受けるための要件にある「最も安価なプラン」とは何を指すのか。</u>	
<u>（答）「最も安価なプラン」とは、移転を行うにあたって実際に選択可能な範囲内での「最も安価なプラン」を指します。現実的に選択できないプランで見積りを徴することを求めるものではありません。例えば、実際にピアノがあり、その移転に係る追加費用を自己負担して運搬するつもりであるのに、ピアノを除いた見積りを徴する必要はありません。</u>	
問 62 異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項） <u>の適用を受けるための要件にある「最も安価なプラン」では、搬出日・搬入日を土日に限定して見積りを徴することは可能か。平日に設定して見積りを徴する必要があるのか。</u>	
<u>（答）できるだけ搬出日・搬入日を平日に設定して見積りを徴するようにしてください。都合により、平日を搬出日・搬入日とすることができない場合には、土日に限定して見積りを徴することも可能です。</u>	
<u>（14） ～ （18）</u> 問 63～問 81 略	<u>（12） ～ （16）</u> 問 53～問 71 略